# 相并事務所二二二× NO. 212

酒井社会保険労務士事務所

平成23年12月25日 発行 千代田区飯田橋3-11-13 ダヴィンチ飯田橋9F TEL 03-3230-4600 FAX 03-3230-4609

## 年金受給に関して日本年金機構から自宅宛てに送付される主な書類は

#### 1. 年金定期便

年金定期便が届く人、届かない人

| 届く人        | 基礎年金番号で管理されている厚生年金・国民年金に加入した履歴がある 60 歳未満の人、<br>60 歳以上で現在年金に加入している人  |
|------------|---|
| 届かない人      | 年金制度にまったく加入したことがない人<br>現在年金を受給している人等(現在年金制度に加入している人を除く)<br>共済組合加入者で過去に厚生年金・国民年金に加入したことがない人  |
| 届くはずが届かない人 | 日本年金機構で管理している住所と実際の住所と異なる人  厚生年金加入者・国民年金3号被保険者は会社を通じて年金事務所に「住所変更届」を提出  国民年金1号被保険者は市区町村または年金事務所に「住所変更届」を提出  「厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表提供申出書」を事業主が年金事務所に提出することにより、全員の届出住所の確認ができます |

#### 年金定期便が送付される時期、主な記載内容

| 送付される年齢   |   | 被保険者期間についての記載                                 | 年金額についての記載               |  |
|---|---|---|--------------------------|--|
| 毎年  | 50 歳未満  | これまでの年金加入期間<br>(国民年金1号・3号、厚生年金、船員保険)          | これまでの加入実績に応じた年金額         |  |
| 誕生  | 50 歳以上  | これまでの保険料納付額(国民年金・厚生年金保険)                      | 現在の加入記録を60歳まで延長して計算した年金額 |  |
| 月に  | 受給権者(被  | 保険者に限る)                                       | 記載されていません                |  |
| 節目年齢  | 35歳と 上記に加えて<br>45歳 厚生年金の本人負担の保険料累計額、月ごとの標準報酬月<br>額・標準賞与額、 |   | これまでの加入実績に応じた年金額         |  |
| では  | 58 歳  | 国民年金の月ごとの保険料納付状況<br>(納付、付加保険料の納付、免除、未納、学生特例等) | 現在の加入記録を60歳まで延長して計算した年金額 |  |
| 61 歳(特別な場合) 対象者は、60 歳で国民年金の納付を終了し、年金制度の加入者ではなく、65 歳から受給権者になる人 |   |   |                          |  |

#### 年金定期便の「年金額」または「年金見込額」が少ない主な理由

| 原因                      | 理由と対処法   |  |
|-------------------------|--|--|
| 厚生年金基金に<br>加入していませんでしたか | 厚生年金基金に加入していた期間の老齢年金は日本年金機構からは支給されず、それぞれの基金または<br>企業年金連合会から支給されるので、年金額に反映されていません<br>年金定期便に厚生年金基金に加入していていた期間が記載されています<br>□⇒ 受給については、日本年金機構への請求とは別に請求しなければなりません  |  |
| 共済組合に<br>加入していませんでしたか   | 年金定期便では、共 <b>済組合に加入</b> していた期間をすべて除外し、年金額に反映されていません 受給についてはそれぞれの共済組合に請求します   |  |
| 年金加入期間が漏れていませんか         | 基礎年金番号の制度は平成9年1月に開始しましたが、その時厚生年金に加入していた人は厚生年金の番号が、国民年金に加入していた人は国民年金の番号が基礎年金番号とされました<br>再就職の時に年金手帳を紛失してその都度新しい番号が振出された等の場合基礎年金番号に統一されていない番号をもっている可能性があります<br>□ 厚生年金加入者・国民年金3号被保険者は会社を通じて年金事務所で手続き<br>国民年金加入者は市区町村で手続き |  |

### 2. 「年金請求書」または「年金に関するお知らせ(はがき)」

| 送付される年齢        | 送付される書類  | 厚生年金+国民年金で<br>原則 25 年の受給資格期間を | 該当する人                                |
|----------------|--|-------------------------------|--------------------------------------|
|                | 「年金請求書」+ <u>赤い</u> 案内書「 <b>年金を</b><br>請求されるみなさまへ①」 | 満たし、厚生年金1年以上                  | 60 歳から受給できる人                         |
| 59 歳 9 か月・     | 「年金に関するお知らせ<br>(はがき)」                              | 満たすが、厚生年金1年未満                 | 65 歳から受給できる人                         |
|                |  | 満たし<br>ていない                   | 日本年金機構のデータだけでは年金の受<br>給資格期間を満たしていない人 |
| 64 歳 9 か月      | 「年金請求書」+ <u>緑の</u> 案内書「 <b>年金を</b><br>請求されるみなさまへ②」 | 満たし、厚生年金1年以上                  | 60 歳から受給できるが請求をしていな<br>い人            |
| G-F NW 2 VI-VI | 「年金請求書」+養い案内書「年金を<br>請求されるみなさまへ③」                  | 満たすが、厚生年金1年未満                 | 65 歳から受給できる人                         |